

前橋市選挙公報の発行に関する条例の改正について（議案第126号）

選挙管理委員会事務局

1 改正の理由

国政選挙等に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とするため、所要の改正を行う。

2 内容

候補者が電磁的記録により提出する選挙公報の掲載文には、選挙公報としての品位を損なう事項を記録してはならないこととする。

3 施行期日

公布の日